



## 小学校・ダブルカウント市費講師不足で 13校、15学級で35人超学級、2学年で35人超の学校も

枚方で独自に市費講師を採用して実施しているダブルカウント。国の基準では、通常学級と一緒に学習や生活をしている支援学級在籍生徒がカウントされず、35人超学級になるところを、枚方市では、市費講師の配置で35人以下学級にしています。

ところが、近年の教員不足の深刻化、拡大の中で市教委も市費講師の確保が困難になり、昨年も年度初めから9名不足していました。今年度はさらに増加、35人学級を超える学級が拡大しています。

### 小学校13校、15学級で35人超

右表にあるように、ダブルカウント市費講師が不足のため、13校、15学級で35人超学級となっています。

特に、枚方小、桜丘北小ではそれぞれ2学年で35人超学級となっています。

他校では20人学級や、最小で16人学級の例もあり、子どもの学習環境、生活環境や先生の目が行き届く度合いも大きな差となることは明らかです。

市教委は、この実態を保護者市民に明らかにするとともに、この事態に至った要因、抜本的な対応策など、保護者市民の疑問や意見にもこたえながら責任をもって説明することが求められます。

### 中学校も深刻、40人超学級 43人、44人学級の例さえも！！

中学校では、市独自のダブルカウント講師の配置がないため、国基準だけの学級編成となり、中学校学級定員の40人を超える学級があちこちにあるだけでなく、第二中、招堤中のように、43人学級、44人学級さえ出ている状態です。

もともと中学生は体も大きく、部活用具もあり大きなカバンで、教室の机の間が通るのさえ支障がある状態の上に、学級人数が43人、44人となれば机が詰め詰めの状態になります。

そのため、子どもにもストレスがかかり、もめごとなども起こりやすく、落ち着いて学習や生活に取り組むことにも支障が出ていると職場から声が上がっています。

市教委として、抜本的な対策、ダブルカウント講師未配置校への具体的な負担軽減策、支援策を打ち出すとともに、中学校へのダブルカウント講師の導入を進めるべきです。

#### 小学校35人超学級

枚方小	4年(3学級、+1人)
	6年(3学級、+1人)
香里小	3年(3学級、+3人)
五常小	6年(2学級、+2人)
殿二小	5年(2学級、+1人)
津田小	5年(2学級、+2人)
菅原小	3年(2学級、+1人)
山之上	6年(3学級、+2人)
牧野小	2年(3学級、+3人)
樟葉南	4年(2学級、+3人)
田口山	6年(2学級、+1人)
さだ東	2年(1学級、+1人)
桜丘北	2年(1学級、+1人)
	3年(1学級、+1人)
禁野小	3年(2学級、+2人)

十人数は、学年での35人定員のオーバー数。クラス数で割ると各クラスの35人超の人数になります。

#### 中学校40人超学級

第二中	1年(4学級、+11人)
第三中	2年(4学級、+6人)
	3年(5学級、+4人)
津田中	3年(6学級、+7人)
招堤中	1年(3学級、+10人)
東香里	2年(5学級、+11人)
	3年(5学級、+1人)
桜丘中	1年(3学級、+4人)
長尾西中	3年(4学級、+1人)

## 給特法改定案、参議院審議

## 厚労省・最高裁「やむを得ず時間外業務は労働時間」でも文科大臣「労働時間でない」「残業手当の対象外」

5月22日の参議院の委員会で給特法、修正案の審議が行われ、文科省は教員の時間外業務を限定四項目以外は「労働時間ではなく自主的行為」「残業手当支給の対象ではない」とする点について質疑が行われています。

この「自主的行為」として「労働時間」と認めないことが、「働かせ放題」の根源と弁護士、労働問題の研究者からも指摘されている焦点になる問題です。

### 委員会が次々課題をおろし、結果的に先生の本務の授業準備等は時間外 それでも文科大臣「労働時間」ではない「残業手当の対象外」

5/22の審議の中で、厚生労働省担当者は「指示がなくとも、黙示的な指示で業務を行っていたら、労働時間に当たる」「労働時間の労働基準法の規制は教師にも適用される」と明確に答弁しました。

さらに、過去の最高裁判決でも、「教員が、指示がなくともやむを得ず時間外に職務に当たっていたら、勤務時間と認められる」と判決文に明記されていることが指摘されています。

しかし、これらの指摘も文部科学大臣は、「自主的行為」「残業手当の対象ではない」を繰り返すのみ。

授業準備、提出物評価・マル付け、教材研究、学級活動準備などは教育活動に欠かせないことは明らか。

しかし現実には毎日が授業でほとんど潰れて、他の時間も会議、委員会から次々求められる研究指定、〇〇事業、研究授業で埋まってしまい、休憩時間さえない状態。

結果的に、先生たちは、授業準備など本当に先生たちが子どもたちのためにしたいコトが「時間外」に自動的に押し出されても、「労働時間」ではなく「自主的行為」でされること自身が根本的な問題です。

このような文科省の立場では、文科省の立場では、現在も続く膨大な時間外業務をなくすことはできず、法的義務監督が及ばないため「働かせ放題」が継続されることはだれの目にも明らかです。

### 文科省・審議会員 妹尾昌俊さん 給特法改定で 「人たるに値する生活」の労働条件、労働時間を

文科省の給特法見直しの審議会の委員も務めた妹尾昌俊さんは、5/27の参議院委員会の参考人質疑で、意見を述べています。

その意見陳述の中で、給特法の改正自体が目的化していないか、手当が10%がいいか13%がいいかや、時間外の数字の削減ばかりに目を奪われていないかと注意を呼び掛けています。

また、教育委員会にも「本当に必要なのは魅力発信よりも、(長時間多忙化、保護者対応などへの)不安に向き合い提言すること」と指摘しています。

教職志望者への最大のアピールは現場に今いる先生たちがハッピーでウェルビーイングなことで、30年前、40年前はそうだったと強調しています。

給特法の政府改定案や野党も加わる修正案についても、「このままでは(は)ほとんどの時間外が労基法上の労働ではない、よくわからない状態が続く」「もっと修正が必要」としています。

また、長時間勤務の削減とともに、「(教育委員会などが)あれこれ細かいいわれて仕事が面白くなる、教員の専門性、裁量性も大事にしないと」

そのうえで、本来の労働者の権利を守る労働基準法第1条を上げて「労働者が人たるに値する生活を営むための労働条件・労働時間」という考えに基づく対応こそ必要と述べています。

## イスラエルのガザ地区侵攻 1年半以上 日本はイスラエル軍事企業に投資、兵器見本市まで開催

2023年10月のハマスによる人質事件をきっかけに始まった、イスラエルのガザ地区侵攻は1年半を超えても収束の見通しもなく、エスカレートしています。

今ではガザ地区を完全に占領に向けて、さらに攻撃、住民の強制移動が強められ、封鎖されている住民は食糧、医療も不足、攻撃による子どもを含めた多くの犠牲者が増え続けています。

### 日本の年金がイスラエル・軍事企業に6400億円も投資！！

3月の参議院予算委員会で、日本の年金積立金のうち6400億円もが、イスラエル国債、イスラエルの軍事企業、さらにイスラエルに兵器を提供する米軍事企業に投資されていることが取り上げられています。

ガザ地区での虐殺行為に加担するものと、多方面からの批判、中止の声が上がっていますが、政府は、投資先は年金基金で判断するもので、投資利益の目的に反する判断を政府が求めるのは適切でない、と事実上拒否しています。

しかし、世界最大の政府系投資基金のノルウェー年金基金は、保有するイスラエル企業の株式を全て売却することを決定しています。

### 平和憲法の日本が武器見本市！！そこにイスラエル軍地企業が ガザ住民加害にも使われるイスラエル兵器を自衛隊に導入？

5月に防衛庁、経済産業省関係者による大規模な武器見本市が開催されました。平和憲法の日本ですでに2019年以来開催され、今年は規模が急拡大しています。

その見本市にイスラエル軍事企業約20社も参加、ガザ地区での加害行為に使われたドローン兵器も出展しており、国会でも問題として取り上げられています。

その一方で、自衛隊は昨年来大量のドローン兵器購入を計画し、イスラエル企業のドローン兵器を含めて導入、入札を計画しています。

### イスラエル・ガザ占領作戦 英、仏、伊が共同で非難、ドイツも異例の非難

あまりの住民犠牲の長期にわたる犠牲、一方的な攻撃、占領のやり方に、イスラエルを支持してきたイギリス、フランス、イタリアも、共同でガザ占領作戦を非難し、制裁もありうると強い態度を示しています。

さらに、第二次大戦中のユダヤ人虐殺の当事者だったドイツもこれまで、イスラエル支持をつ続けてきたものの、「正当化できない」と異例の非難に踏み切っています。

日本政府も、イスラエルのガザ地区住民加害、占領作戦に明確に反対して、各国と協力して、これらの行為を止める具体的な行動を打ち出すべきです。

### 世界の平和と人道の危機の中で、学校、教育に求められるのは・・・

戦後80年の今年、世界はかつてない平和と人道をめぐる深刻な危機に直面しています。

しかし、先進国ではAI開発はじめとした経済成長のストーリーに浮足立つ一方で、数えきれない一般市民、子どもたちが上に苦しみ、命を失い続けています。

これらの問題に正面から向き合い、根本的な解決の道を探る力を大きくしていくことが、今の学校や教育に求められています。

そのためにも、教職員自身が、今何が起きているのか、本当に大切なことはどんなことなのかを問い続け、学び交流していくことが必要になっています。

## 第2回まなび庵5/31(土) 松山幸路さん 「つながる国語の授業～個性を生かす仕事～」

5月31日(土)に第2回のまなび庵「つながる国語の授業」が行われました。

講師は文芸教育研究協議会でも多数のレポートを発表されている、船橋小の松山さん。

各学校の授業に様々な動きが持ち込まれ、授業の在り方について先生たちも、どう授業に取り組むべきかに揺らぎが広がっている中で、教材研究、授業づくりの大切さを、明確な考えを示しながらお話していただきました。

参加者からも「話したい事、書きたいことができたから自然に伝えたい」というお話に共感が寄せられていました。さらに、もっと質問したりする時間もあれば、参加者同士も時間とって交流できればと、惜しむ声が出るほど、充実した内容のまなび庵となりました。



## イギリス「教師が請け負うべきでない」仕事の一覧 日本でも、参考にすべき内容

給特法で教職員の時間外の多さが取り上げられていますが、効果のある対策を打ち出せていません。

一方イギリスでの取り組みは大いに参考になります。イギリス教育省が2003年に通知した内容、教師が請け負うべきではないとした仕事の一覧は以下の通りです。

### イギリス教育省通知(2023年)

—教師は日常的に運営管理や事務的な処理を行うべきではない。(中略) 教師は授業や学習に集中できるようにサポートを受けるべきであり、運営管理的・事務的な処理はサポートスタッフが行うことを期待している。従って、教師は日常的に以下に示すような管理的・事務的な業務を請け負うことを要求されるべきではない。

特段の事情がない限り、主に運営管理的・事務的な性質で教員の専門知識を必要としない事務を教師に求めることは不適切であるという原則は、長きにわたり確立されたものである。

昨年12月の財務省の審議会で取り上げられた資料です。いかに日本の先生たちの業務が「請け負うべきでない」ものが多いかわかります。

生徒や保護者からの集金
生徒の欠席状況の調査
大量の印刷
データの転記・入力、フォーマット改変
クラス名簿の作成
記録の保管と編綴
出席状況の分析
生徒のレポートの整理
試験の運営・管理
生徒の職業体験等の運営・管理
休みの教師の代理シフトの運営・管理
ICT機器の管理
備品の発注
機器や資料の目録作成や管理等
会議の議事録作成
入札の調整と提出
生徒のデータ管理や入力、電子データの印刷
授業の写真を撮ること
調査準備にかかる書類の作成や複製
食事準備にかかる運営・管理やデータ分析
保護者や生徒への過大な情報共有
教室のレイアウト等管理
医療同意アンケートの管理や、定期的な薬の処方

全教（全日本教職員組合）の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう